

箱根町保健師・保育士・幼稚園教諭 奨学金返済支援制度

箱根町では奨学金を利用して「保健師」「保育士」「幼稚園教諭」の資格免許を取得し、町内の事業所等に「保健師」「保育士」「幼稚園教諭」として勤務する方を対象に、奨学金返済額の一部を補助します。

年間最大 20 万円×5 年間（総額 100 万円）助成

補助対象額：各年度において 4 月から 3 月までに自ら返済した額

補 助 金 額：補助対象額以内（上限 20 万円）

補助対象となる方（すべてに該当する方）

- ① 箱根町内の事業所等に当該資格免許を有することが必要とされる常勤職員として、新規採用されてから 5 年以内である方
※常勤職員：1 日 7 時間(休憩除く。)以上かつ月 20 日以上常態的に継続して勤務している方
- ② 奨学金を利用して保健師、保育士、幼稚園教諭の資格免許を取得し、自ら返済している方
- ③ 類似の補助制度を受けていない方
- ④ 奨学金を遅滞なく返済している方
- ⑤ 町税などを滞納していない方

補助対象となる奨学金

- ① 箱根町育英奨学金
- ② 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ③ あしなが育英奨学金
- ④ 交通遺児育英会奨学金

申請手続き

以下の書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ② 雇用証明書（第 2 号様式）
- ③ 保健師免許、保育士証、幼稚園教諭の写し
- ④ 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類の写し

※申請は年度ごとに必要です。

※申請内容に変更が生じた場合は、
速やかに下記までご連絡ください。

返済完了後の手続き

以下の書類を提出してください。

- ① 実績報告書（第 5 号様式）
- ② 在職証明書（第 6 号様式）
- ③ 奨学金を返済したことを証明する書類の写し
- ④ 請求書兼振込口座指示書（第 8 号様式）

※報告は年度ごとに必要です。

※手続き完了後にお支払いします。

お問合せ

箱根町役場総務部総務防災課職員係

〒250-0398 箱根町湯本 256 番地

TEL:0460-85-9561 FAX:0460-85-7577 詳細はこちらから

E-mail:web_soumubousai@town.hakone.kanagawa.jp

